

生徒指導便り

令和4年 5月2日 NO.1

生徒指導便りでは、学校の決まりについて保護者の方々に再度認識してほしいことや実際に学校で起こっている問題について児童と共に考えてほしいことをお知らせしています。

○自転車の使い方について

4月に入ってから、地域の方から自転車の使い方が良くないという連絡を複数受けました。

具体的な内容は

- ・ヘルメットをかぶらずに運転している
- ・二人乗りをしている
- ・バイパス付近の道でレースをしている
- ・歩道で7～8人の自転車が固まり、歩行者や車の邪魔になっている



などです。校内でも放送をかけたり、各学級で指導したりしていますが、下校後の気のゆるみからか、決まりを守っていない児童がいるようです。ご家庭でも再度、自転車のきまりについて確認したり、使用後に正しく使えたかを定期的に確認したりしていただきたいです。

校内で児童に指導した内容です。ご家庭の指導にも役立ててください。



○校区外での遊び

児童だけで、あがた公園やアルプラザに行ったことのある児童が複数いました。『みんなのきまり～校外編』に「①校区（条南小校区）外へは、原則として子どもだけでは行かない。（シグナスの児童センター、図書館はよい）」「②通院、習い事等でやむをえず校区外へ行く場合は、保護者の許しを得て行く。」とあります。学校でも指導しましたが、児童によっては、「え！？言っちゃダメなの？」と驚いた表情を見せる子もいました。改めて校区の確認等をお願いします。

○インターネットゲームのトラブル

インターネットゲームで課金をやっている児童が複数いるようです。保護者の方々の管理下で行っているのであれば、問題はないかと思いますが、自分の手元からお金が減らないためか、大きな額を課金している児童もいるようです。今一度、ご家庭でのルールを確認してください。また、課金で買ったゲームのアイテムを友達にあげる、あげないでトラブルになった児童もいました。以前配付した『みんなのきまり～校外編』にも「こども同士で、金銭物品の貸し借り、交換をしない」と記載されています。これは、インターネット上やゲーム内（モンスターの交換等）も含まれます。物を大切にするという観点でも今一度指導をお願いします。

OSNS、LINE等のメッセージトラブル

LINEのメッセージにて誹謗中傷のメッセージを送るというトラブルがありました。『みんなのきまり～校外編』には「ゲームやインターネットでメッセージをやりとりする場合は、相手を傷つける言葉は絶対に使わない。」とあります。またいしかわ子ども総合条例には、下記のように記されています。

○保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全育成に資するよう適切な対応に努めるものとする。

○保護者は、特に小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。

学校側でも、このようなネットに関するトラブルがないように、警察の方を招いて話をさせていただく・集会や各クラスで指導するなど、対策をとっています。やむを得ない事情で、携帯電話をもたせる場合は、保護者の責任で、メッセージの内容に相手を傷つける発言がないか、確認し指導をお願いします。

○あいさつ運動の取り組み

今年も元気な挨拶ができるように学校で様々な取り組みを行っています。本校は現状、学校でも地域でもなかなか挨拶できない児童が多く見られます。そのような状況を打開するためにも、四月はあいさつバトン（クラスで順番に玄関に出て、挨拶運動を行う活動）を行っています。各クラスや集会でも、なぜ挨拶が必要なのか考える時間をとり、挨拶の必要性について学ばせています。ご家庭でも、児童と共に、なぜ挨拶をすることが大切なのか、考える時間を確保していただくとありがたいです。



・玄関で登校児童を出迎えています。



・担任の先生と一緒にふり返りをしています。



・このバトンをクラスで順番につないでいます。

この他にもたくさんの挨拶の様子が、学校のホームページに載っています。ホームページの写真からお子さんとの会話が膨らんだり、頑張り褒めたりする良い機会になると思われますので、時間のある時はぜひ、ご覧になってください。